

諮問日：令和4年10月17日（令和4年度（最情）諮問第16号）

答申日：令和5年2月27日（令和4年度（最情）答申第32号）

件名：級別定数表の職名として出てくる技術員等の職務内容が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所の級別定数表の職名として出てくる調査員、技術員及び専門職の職務内容が分かる文書（最新版）」及び「下級裁判所の級別定数表の職名として出てくる技術員、専門職及び法廷警備員の職務内容が分かる文書（最新版）」（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年9月2日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をする。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所において本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。
- 2 級別定数表とは、各年度の一般会計予算参照書のうち予算定員及び俸給額表（以下「予算定員表」という場合はこの表を指す。）を基礎資料として、最高

裁判所が予算の範囲内で職務の級の定数を設定するために毎年度作成している文書であり、裁判所職員定員法で定められている裁判所職員の定員（法律定員）を予算面から裏付けている予算定員の範囲内で、組織ごとに、俸給表別、職名別及び職務の級別に内訳の数が定められたものである。

苦情申出人は、「級別定数表の職名として出てくる調査員」等の職務内容が分かる文書の開示を求めているところ、級別定数表の職名は、予算定員表の職名と一致させることが予算管理に資するため、特定の個別具体的な官職の名称ではなく、複数の官職を総称するための代表的な官職又は包括的な官職の名称としているところである。このような事情から、最高裁判所においては、級別定数表上の職名の整理に基づいて職務内容を定めるのではなく、特定の個別具体的な官職の設置の定めと関連付けて各官職の職務内容を定めているため、「級別定数表の職名として出てくる調査員」等の職務内容が分かる文書は作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年10月17日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和5年1月20日 審議
- ④ 同年2月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じた確認の結果は、次のようなものである。まず、級別定数表とは、各年度の一般予算参照書の予算定員表に定められた職名別の定員の数値を基礎資料として、最高裁判所が予算の範囲内で職務の級の定数を設定するために毎年度作成されている文書であって、級別定数表における職務の級の定数は、裁判所職員定員法で定められている裁判所職員の定員（法律定員）を予算面から裏付けている予算定員の範囲内で、組織ごとに、俸給表別、職名別

及び職務の級別に内訳の数が定められている。また、級別定数表の職名は予算定員表に定められた職名と一致し、特定の個別具体的な官職の職務内容は、それぞれの設置についての定めと関連付けて定められている。そして、例えば、最高裁判所の級別定数表の「職名」欄に記載されている「技術員」に該当する官職としては、工務検査官及び主任技官ほか複数の官職がある。

上記確認結果を踏まえれば、級別定数表の職名について、特定の個別具体的な官職の名称ではなく、複数の官職を総称するための代表的な官職又は包括的な官職の名称としているとする最高裁判所事務総長の説明は合理的である。これらの事実を踏まえれば、最高裁判所においては、特定の個別具体的な官職の設置の定めと関連付けて各官職の職務内容を定めているため、「級別定数表の職名として出てくる調査員」等又は「級別定数表の職名として出てくる技術員」等の職務内容が分かる文書は作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容も不合理とはいえない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子